

第 7 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和3年2月24日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第7回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和3年2月24日(水曜日)

午前9時57分開議  
午前11時12分休憩  
午前11時20分開議  
午前11時51分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第18号)
- 議案第14号 令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 令和2年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)
- 議案第20号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第22号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第100号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第19号)
- 報告第1号 専決処分の報告について

出席委員(8人)

- 委員長 山口 裕
- 副委員長 中村 亮彦
- 委員 岩下 栄一
- 委員 藤川 隆夫
- 委員 鎌田 聡
- 委員 竹崎 和虎
- 委員 西村 尚武
- 委員 前田 敬介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 渡辺 克淑
- 政策審議監 早田 章子

医 監 迫 田 芳 生

長寿社会局長 沼 川 敦 彦

子ども・

障がい福祉局長 唐 戸 直 樹

健康局長 岡 崎 光 治

首席審議員

兼健康福祉政策課長 下 山 薫

首席医療審議員 池 田 洋一郎

健康危機管理課長 上 野 一 宏

高齢者支援課長 篠 田 誠

認知症対策・

地域ケア推進課長 伊津野 裕 昭

社会福祉課長 永 野 茂

子ども未来課長 久 原 美樹子

子ども家庭福祉課長 坂 本 弘 道

障がい者支援課長 下 村 正 宣

首席審議員

兼医療政策課長 三 牧 芳 浩

国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎

健康づくり推進課長 亀 丸 明 弘

薬務衛生課長 樋 口 義 則

知事公室

首席審議員

兼新型コロナウイルス

感染症対策室長 波 村 多 門

病院局

病院事業管理者 吉 田 勝 也

総務経営課長 杉 本 良 一

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博

政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時57分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

ただいまから第7回厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審議を行います。

本日は、前回11月定例会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、次第に記載のとおり、執行部の説明及び質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

前半グループでは、健康福祉部の健康福祉政策課、健康危機管理課、長寿社会局及び子ども・障がい局について行います。後半グループでは、健康福祉部の健康局及び病院局について、それぞれ議案の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それではまず、健康福祉部長から総括説明をお願いします。

渡辺健康福祉部長。

○渡辺健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨への対応について御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

年明け以降の感染拡大を受け、先月14日から県独自の緊急事態宣言を発令し、2月7日までの間、県民や事業者の皆様は、不要不急の外出の自粛、飲食店の営業時間の短縮など、国の緊急事態宣言と同等の対応をお願いしました。

これにより、新規の感染者数が1桁となるなど、一定の改善が認められましたが、病床使用率のさらなる改善を図るため、2月8日に、医療を守る行動強化期間として、2週間の延長を行いました。

県民、事業者の皆様には大変な御負担をおかけしましたが、その結果、病床使用率は、2月14日時点で17.1%、重症病床使用率も

20.3%と改善が認められ、2月17日をもって県独自の緊急事態宣言を解除したところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら、新しい生活様式等の基本的な感染防止対策の徹底や医療提供体制のさらなる拡充を図るとともに、感染の再増加が見られた場合、これまでよりも早いタイミングで強い対策を迅速に講じてまいります。

また、2月19日には、県内の医療機関において、ワクチンの先行接種が始まりました。引き続き、市町村と連携し、迅速かつ円滑なワクチン接種体制の構築を図ってまいります。

次に、令和2年7月豪雨への対応についてです。

間もなく発災から8か月を迎えようとしています。予定していた24団地、808戸の応急仮設住宅の建設も昨年中に全て完了し、1月25日現在で、4,217人が、当面の住まいである仮設住宅等1,814戸に入居されています。

県としましては、これらの方々の住まいの再建を最重要課題とし、市町村や民間団体等と連携しながら、被災された方々に寄り添い、お一人お一人の意向に沿った生活再建が実現するよう全力で支援してまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係が5議案、報告1件でございます。

まず、議案第1号、令和2年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応分として、患者受入れのための病床確保を行う医療機関への助成経費など122億6,000万円余の増額、水害対応分として、災害救助事業の所要見込額の減などに伴う54億6,000万円余の減額、震災対応を含む通常分として、災害救助事業や障害福祉サービス費等負担事業の所要見込額の減などに伴う72億

9,000万円余の減額をお願いしております。

次に、議案第14号、令和2年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算では、令和元年度国庫負担金等の額の確定に伴う返納金など32億1,000万円余の増額をお願いしております。

次に、議案第20号及び22号の専決処分の報告及び承認については、新型コロナウイルス感染症対応分として、独り親世帯臨時特別給付金の再支給に要する経費や軽症者等の宿泊療養施設等における生活支援等に要する経費など、総額で11億4,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回その承認をお願いするものであります。

また、議案第100号、令和2年度熊本県一般会計補正予算では、国の第3次補正予算の追加対策に対応し、緊急小口資金等の特例貸付けを実施する県社会福祉協議会の貸付原資に対する助成経費10億4,000万円の増額を追加でお願いしております。

次に、報告関係につきましては、報告第1号、専決処分の報告についてを御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、前半グループ健康福祉部の8課の議案について、執行部から説明をお願いします。

なお、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

それでは、議案第1号、補正予算について御説明申し上げます。

常任委員会資料、説明資料の2ページをお開きください。主なものを御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費でございます。右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、令和2年度当初予算編成時には、直近の1月1日時点での職員数や給与額に基づいて計上しておりますことから、令和2年4月1日以降の人事異動や組織改編等を伴う補正をお願いするものでございます。健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載しているものについては、同様の趣旨でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

同じく2、地域福祉振興費は、主に事業実績見込みを踏まえた減額となっております。

3、社会福祉諸費は、(1)でございますが、他自治体への応援派遣活動事業については、新型コロナウイルス感染症により他自治体で保健師等が不足した場合の応援派遣費用として、200万円を計上しております。

3ページをお願いいたします。

説明欄(2)の県総合福祉センター管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、施設内の研修ホール等のAV機器改修工事に係る経費等として、897万円余を計上しております。(6)の地域支え合いセンター運営支援事業につきましては、各市町村センターにおける支援対象世帯数の増減等により、1億3,020万円余を減額いたしております。

4ページをお願いいたします。

(9)の住まいの再建支援事業は、住まいの再建に向けた6つの支援策のうち、熊本地震に関して、県が直接実施している自宅再建の実施助成等の支援分につきまして、今年度の申請見込みから見込みを下回りましたので、9億5,700万円を減額いたすものでございます。なお、来年度当初予算として、改めて必要額を要求させていただいております。(10)

の新型コロナウイルス困りごと支援事業は、  
独り親家庭支援等に係る経費として1,550万  
円余を増額で計上させていただいておりま  
す。

次に、5ページをお願いいたします。

下段の災害救助費でございます。

2の災害救助対策費の(1)災害救助事業に  
つきましては、応急仮設住宅や避難所設置費  
用等に係る所要見込額の減によるものでござ  
います。

次に、6ページをお願いいたします。

同じく説明欄の災害援護資金貸付金でござ  
います。

1の災害援護資金貸付金につきましては、  
令和2年7月豪雨に伴う被災市町村への貸付  
金で、所要見込額の増に伴い、1,532万円余  
を計上しております。

7ページをお願いいたします。

下段の元金について、右側の説明欄を御覧  
ください。

1の災害援護資金国庫貸付金元金ですが、  
これは、熊本地震の際に貸し付けた災害援護  
資金について、市町村から繰上償還が行われ  
たことによる国庫への償還金でございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算として  
は、最下段にありますとおり、総額72億4,91  
0万円余の減額をお願いいたしております。

続きまして、8ページをお願いいたしま  
す。

こちらは繰越明許費でございます。

まず、衛生費でございます。

県内7保健所の非常用自家発電設備工事が  
年度内に事業完了しない可能性がありますも  
のですから、2,031万円余の設定をお願いす  
るものでございます。

次に、民生費ですが、県総合福祉センター  
の新型コロナウイルス感染症対策に係るAV  
機器改修工事ほか2事業について、年度内に  
事業が完了しないことが見込まれるため、  
4,658万円余の設定をお願いいたすものでご

ざいます。

次に、9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、複  
数の課の分をまとめてこちらに計上させてい  
ただいております。1月以降に準備が必要な  
業務に関しましては、既に一部を11月補正の  
ほうで設定させていただいているところでご  
ざいでしたが、今回、部内各課の委託業務の  
うち、4月1日から業務を開始するため、3  
月中に契約手続を進める必要があるものにつ  
きまして、追加で今回設定をお願いするもの  
でございます。限度額が19億1,662万円余の  
設定をさせていただいております。補正前  
後の差額であります16億2,249万円余の増額  
を今回お願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよ  
ろしくお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課で  
ございます。

説明資料10ページをお願いいたします。主  
な項目について御説明いたします。

まず、上段の公衆衛生総務費でございま  
すが、3,443万円余の増額補正をお願いして  
おります。

主な内容といたしまして、説明欄2の肝炎  
対策費でございますが、医療費等の所要見込  
額の減に伴うものでございます。また、説明  
欄3の国庫支出返納金につきましては、令和  
元年度分の国庫負担金等の確定に伴う精算返  
納金でございます。

次に、下段の予防費でございますが、3億  
1,897万円余の増額補正をお願いしてござ  
います。

説明欄1の感染症予防費でございますが、  
主な内容といたしまして、(1)の感染症予防  
事業費は、令和2年7月豪雨に伴い、市町村  
が被災した住宅等の消毒に要した経費に対し  
て助成するものでございます。

説明資料11ページを御覧ください。

(3)の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業(3次補正分)は、クラスター発生時に保健所を支援する保健師の確保等に要する経費でございます。

(4)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業(3次補正分)は、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費に対する助成の増及び地域医師会等が設置する地域外来・検査センターを安定して運営するための経費でございます。

続きまして、説明欄2の感染症発生動向調査費でございますが、主な内容といたしまして、(1)の感染症発生動向調査事業は、新型コロナウイルス感染症に関して県が行っております行政検査を円滑に実施するため、検査業務の一部を民間検査機関等に委託するための経費の増でございます。

説明資料12ページを御覧ください。

上段の食品衛生指導費でございますが、349万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄1の食品安全確保対策費ですが、保健環境科学研究所で使用する検査機器の入札に伴い、執行残が生じたことから減額するものでございます。

説明欄2の食肉衛生検査所費でございますが、主な内容といたしまして、(2)の管理・運営費は、食肉衛生検査所の建て替え工事に伴う庁舎移転に要する経費等について、入札に伴い、執行残が生じたことから減額をお願いするものです。

続きまして、下段の環境整備費でございますが、84万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の動物愛護推進費につきましては、所要見込額の減に伴うものでございます。

以上、健康危機管理課の2月補正予算といたしまして、3億5,606万円余の増額補正を

お願いしております。

続きまして、説明資料13ページを御覧ください。

繰越明許費の変更でございます。

10億2,996万円余の設定をさせていただいております。

こちらは、国の3次補正に対応するための経費及び新型コロナウイルスの検査に必要となるPCR検査装置等につきまして、年度内の納入が完了しないと見込まれるものについて繰り越すものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

14ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費で7,800万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄でございますが、(1)介護福祉士等修学資金貸付事業費補助は、国の3次補正に係るもので、資金の貸付事務を行っている県社会福祉協議会に対し、貸付原資等について助成をするものでございます。

続きまして、下の段の老人福祉費で2億6,500万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄2番の高齢者福祉対策費ですが、まず、(1)施設開設準備経費助成特別対策事業は、高齢者施設の施設整備が当初の想定を下回ったために、その開設に係る準備経費を減額補正するものでございます。

続きまして、15ページになりますが、3番の国庫支出金返納金は、令和元年度の介護保険事業費補助金等の確定に伴いまして、国庫に返納するため、増額補正をお願いするものでございます。

4番の介護保険対策費ですが、(1)介護人材確保対策推進事業及び(2)介護人材キャリアパス導入等支援事業は、事業の実績が当初

の想定を下回る見込みとなったため、減額補正をするものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

老人福祉施設費で4,000万円余の減額補正をお願いしております。

まず、(1)介護基盤緊急整備等事業は、施設整備の取下げなどの理由により、予算額に変更が生じたため、減額補正をするものでございます。

また、(2)から(5)にかけては、いずれも国の3次補正に係るものでございまして、まず、(2)が非常用自家発電の整備の助成について、(3)が介護施設の多床室を個室化する際の改修経費の助成について、(4)が水害対応分といたしまして、施設に垂直避難用のエレベーターなどを設置する場合の助成について、(5)が、新型コロナ対応分といたしまして、施設内に新たな出入口としての玄関などを設置するゾーニングの整備について、それぞれ助成をするものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で5億5,400万円余の減額補正をお願いしております。

1の老人福祉施設等災害復旧事業は、事業の実績が当初の見込みを下回ることにより減額補正をするものでございます。

以上が高齢者支援課の2月補正予算でございまして、合計で7億8,100万円余の減額補正をお願いしております。

次に、19ページでございますが、繰越明許費の変更でございます。

まず、民生費で49億2,200万円余の追加設定をお願いするものでございます。

備考欄記載の事業は、国の3次補正予算に合わせて実施する事業と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)などで、執行が令和3年度にずれ込むことが見込まれるために、新たに追加しているところでござい

ます。

また、下の段の災害復旧費については、所要見込額が当初の想定を下回ることにより減額するものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。主な項目を説明させていただきます。

まず、老人福祉費で4億4,246万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、高齢者福祉対策費を御覧ください。

(1)の認知症診療・相談体制強化事業から(2)、(3)、それから次の21ページをお願いいたします。(4)の地域包括ケアシステム構築加速化事業までですが、これらは、いずれもコロナ感染症の影響により研修を中止したこと等に伴います減額補正等でございます。

では、21ページの(5)、それから(6)でございます。これらは、補正予算で計上させていただいておりましたが、補助金の交付額が当初見込みを下回ったこと等により減額補正等でございます。

次に、4、介護保険対策費について御説明いたします。

(1)の介護給付費県負担金交付事業、それから次の(2)、次の22ページをお願いいたします。(4)になりますが、第1号保険料県負担金交付事業につきましては、これらは、いずれも市町村に対する法定の負担金、交付金で、市町村の所要見込額の減に伴うものでございます。

続きまして、22ページでございます。

(3)の介護保険財政安定化基金運営事業につきましては、介護保険法に基づく介護保険財政安定化基金から新たに市町村の借入れ希望が生じたための増額補正でございます。

(5)の高齢者を支える地域活動支援事業は、災害やコロナ感染症の影響から新たに補助金を申請して生活支援サービスの創出に取り組む事業者がなかったこと等により減額補正等でございます。

次に、下段の公衆衛生総務費の保健医療対策について御説明いたします。

在宅医療連携推進事業ですが、コロナ感染症の影響により連携会議を開催できなかったこと等による減額補正等でございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算といたしまして、4億4,714万円余の減額をお願いしております。

次に、23ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更ですが、民生費で545万円、衛生費で596万円余の追加設定をお願いするものでございます。

主な事業を御説明いたします。

下段の衛生費の在宅歯科医療機能強化事業ですが、コロナ感染症の影響により、補助対象器材の納品時期の遅延が見込まれるため、追加設定をお願いするものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、20億4,448万円の増額補正をお願いしております。

説明欄の2、民生委員費につきましては、委員手当等に係る所要見込額の減によるものでございます。

3の生活福祉資金貸付事業につきましては、緊急小口資金等の特例貸付を実施する熊本県社会福祉協議会の貸付原資について、国の3次補正に対応して、増額して助成を行

うものでございます。

資料の25ページをお願いいたします。

上段の遺家族等援護費でございますが、681万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄2の特別給付金等支給事務費につきましては、戦没者等の遺族への特別給付金等の審査事務費で、国庫委託金の内示減により減額するものでございます。

次に、下段の生活保護総務費でございますが、説明欄1の(1)生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業につきましては、貸付件数の減に伴い、減額を行うものでございます。

資料の26ページをお願いいたします。

下段の扶助費でございますが、1億7,909万円余の増額補正をお願いしております。生活保護受給者が少し増えていることや医療費の増加等により扶助費が不足するため、増額をお願いするものでございます。

以上、社会福祉課の2月補正予算としまして、合計23億7,994万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、資料の27ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更について、20億5,000万円の追加設定をお願いするものでございます。生活福祉資金の貸付けを実施する熊本県社会福祉協議会に貸付原資について助成を行うものでございますが、年度内の国庫補助金の受入れが確実でなかったため、設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

下段、児童福祉総務費について、3億5,081万円の増額補正をお願いしております。



す。主なものとしまして、国の3次補正に伴う増額によるものでございます。

事業としましては、まず、29ページの説明欄に記載の(8)放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業、(9)放課後児童健全育成事業等感染拡大防止対策支援事業、続いて、30ページに記載の(10)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、そして3の(2)安心子ども基金事業になります。この安心子ども基金事業分につきましては、不妊対策事業の財源として国から交付される基金を積み立てるものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

上段の児童措置費について、5億7,368万円余の減額補正をお願いしております。これは、保育所等の給付費である子供のための教育・保育給付費の所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の公衆衛生総務費について、4,283万円余の減額補正をお願いしております。減額の主なものとしましては、32ページをお願いいたします。説明欄に記載の2、乳幼児医療費の2事業について、所要見込額の減によるものでございます。

増額分としましては、本年1月から拡充されました不妊対策事業の増額をお願いしております。

下段の私学振興費について、1億7,751万円余の減額補正をお願いしております。これは、(3)認定子ども園施設整備事業において、複数の施設が整備を次年度以降に延期したことによる所要見込額の減によるものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

中段、民生施設補助災害復旧費、下段、教育施設災害復旧費について、それぞれ1億7,797万円余、1,598万円の増額補正をお願いしております。これは、7月豪雨で被災した児童福祉施設や私立幼稚園の災害復旧費について、国の補助率のかさ上げや過年度災害分

の補助率の改正が行われたことによる増額でございませう。

以上、子ども未来課で3億2,405万円の減額補正をお願いしております。

次に、34ページをお願いします。

繰越明許費の追加分について説明いたします。

国の3次補正に伴う新たな3事業について、本年度の執行が困難であるため、全額を繰り越すものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更分として追加設定をお願いしております。国の3次補正での追加分や7月豪雨により被災した施設の災害復旧費について、いずれも年度内での執行が困難であるため、繰り越すものでございます。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料36ページをお願いいたします。

まず、上段、児童福祉総務費で3,064万円の増額補正をお願いしております。

説明欄、お願いいたします。

主なものとしましては、2の(2)こんにちは赤ちゃん事業費、これ、市町村の乳児家庭全戸訪問事業でございますけれども、新型コロナウイルス感染予防費の増額で90万円を計上しております。

次に、3の国庫支出金精算返納金として3,062万円余の返納を予定しております。これは、令和元年度の児童措置費や児童扶養手当の国庫負担金受入額が最終所要額を上回ったことから、年度後返納を行うものでございます。

次に、下段の児童措置費で8,003万円余の増額をお願いしております。これは、まず、児童扶助費として、施設や里親への措置委託に要する経費につきまして、所要見込み増と

して5,075万円、次の37ページをお願いいたします。市措置分の母子生活支援施設等運営費負担金の増額が148万円余、県立の児童自立支援施設清水が丘学園の運営費の増が、人件費も含めまして、2,779万円余の増額をお願いしております。

次に、母子福祉費については、1億7,324万円余の減額となっております。

まず、1の(1)子ども食堂活動支援事業として、新型コロナの国の臨時交付金を活用いたしまして、助成事業として、1,780万円を計上しております。今年の夏から秋にかけて実施した補助金と同様の内容で、明許繰越しをお願いした上で次年度の活動支援にもつなげていきたいと考えております。

(2)熊本県独り親世帯への生活支援給付金につきましては、8月補正予算において県独自の給付金として、2万円の上乗せ支給を行いました。その所要見込みの減に伴い、1億円余の減額をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、38ページをお願いいたします。

児童扶養手当支給事業費においては、所要見込みの減として、9,095万円余の減額となっております。

次に、児童福祉施設費です。4億140万円余の増額をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

児童養護施設等の新型コロナ緊急対策支援事業として2項目ございまして、(1)は、国の2次補正に係る経費の追加として、6,549万円余、(2)が、国の3次補正で追加で配分された分といたしまして、2億3,117万円余の増額補正をお願いしております。

それから、次の39ページをお願いいたします。

中段の4、これは、児童養護施設等退所者への貸付事業でございます。県社協を通じまして資格取得費などを貸し付ける制度ござい

ますけれども、国の3次補正で原資の増額をいただきましたので、県への配分額約3,000万円を増額するものでございます。

最後に、児童福祉施設整備費でございます。新型コロナ対策に関連して、養護施設や児童相談所でのWi-Fi、あるいはタブレットといったICT環境の整備に要する経費として1,674万円余を計上しております。

以上、課の合計として3億3,883万円余の増額補正となります。

続きまして、40ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。国の3次補正を活用いたしました備考欄の5つの事業について、必要に応じまして、4月以降の執行が可能となるように繰越しの設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

説明資料の41ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費で11億100万円余の減額をお願いしております。

説明欄の上から3番目、(3)障害福祉サービス費等負担事業は、障害者が入所や通所サービスを利用する際係る県の負担金で、所要見込額の減により、13億9,200万円余の減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の(5)、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業は、訪問系サービスにおいて、国の基準額を超える分を負担している市町村への補填を行うもので、所要見込額の増に伴い、4,100万円余の増額をお願いしております。

上から3番目、(7)新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業(R2経済対策分)

は、主に休校に伴う放課後等デイサービスへの支援事業において、所要見込額が減少したことにより、4,900万余の減額を行うものでございます。

次のページをお願いします。

下から2つ目、(3)障がい者福祉施設整備費(3次補正分)は、施設の災害対策などを推進する国の補正予算に対応するため、非常用自家発電設備の整備費等に対する助成として4億6,500万余の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

4、国庫支出金返納金は、(1)から(4)まで計1億2,500万円余の増額を行うもので、令和元年度の国庫負担金などの額の確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

一番下の5番、重度心身障がい者医療費は、重度心身障害者に対する医療費の助成を行う市町村に対する補助で、所要見込額の減により、1億3,700万余の減額を行うものでございます。

次のページをお願いします。

児童措置費で3億4,700万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、障害児の入所や通所のサービス利用に係る県負担金などで、所要見込額の減により、3億5,900万円余の減額を行うものです。

次に、児童福祉施設費で1,700万円の減額をお願いしております。

説明欄の(2)、こども総合療育センター措置入園児扶助費は、措置児童の医療費増に伴い、720万円余の増額をお願いするものでございます。

1ページ飛びまして、47ページをお願いします。

47ページの下段、民生施設補助災害復旧費で2億1,300万円余の減額をお願いしております。

説明欄1の障がい者福祉施設災害復旧事業は、昨年7月の豪雨災害に伴う施設の災害復旧整備に対する補助で、保険金や他の補助金の活用により申請件数が予定を下回ったため、減額を行うものでございます。

以上、障がい者支援課の2月補正予算としまして、16億8,400万円余の減額をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費についてです。

年度内に完了しないことが見込まれる工事や経済対策事業について、民生費の児童福祉費で1,500万円余、下の表に示す社会福祉費で20億5,100万円余の追加設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第20号の説明をお願いします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

恐れ入ります。資料、ちょっと飛びまして、72ページをお願いいたします。12月専決予算の報告でございます。

母子福祉費として、2億2,161万円余の増額補正でございます。内容につきましては、国が、昨年12月に、独り親世帯に対して5万円の追加支援策を打ち出されましたので、本県においても、年内の支払いを確実に実施するため、専決処分をお願いしたものでございます。

なお、県内全市町村で年内の追加給付が実施されましたので、併せて御報告をいたします。

以上、12月専決予算の報告です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第22号の説明を

お願いします。

○上野健康危機管理課長 説明資料74ページをお願いいたします。

令和2年度専決処分の御報告でございます。

予防費でございますが、1,898万円余を専決処分させていただいております。こちらは、新型コロナワクチンの接種に伴い、県民等からのワクチンに関する相談に対応するための相談窓口の設置等に要する経費でございます。

最後に、説明資料75ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務でございますが、先ほど御説明いたしました新型コロナワクチンの相談窓口を令和3年度も引き続き設置する必要があることから、2,865万円余の限度額の増額をお願いしたものでございます。

健康危機管理課関係分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第100号の説明をお願いします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の79ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算、追号分について説明をいたします。

社会福祉総務費として10億4,000万円の増額補正をお願いしております。

説明欄でございますが、緊急小口資金等の特例貸付けを実施する熊本県社会福祉協議会の貸付原資について、増額して助成を行うものでございます。国の追加財政措置の全額が明らかになりましたので、さきに説明させて

いただきました20億5,000万円の増額に追加してお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 最後に、報告第1号の説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

御報告のほうをさせていただきます。

まず、次のページ、80ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告でございます。

これは、交通事故に係る専決処分になります。81ページの事故の概要により御説明いたします。

この事故は、令和元年10月23日に県北広域本部の職員が公務中に公用車で出張中、菊池市旭志伊坂地内のコンビニエンスストアで後退して駐車しようとした際、隣接駐車枠から後退してきた相手方車両と衝突したという物損事故でございます。

県側の過失割合30%の内容で和解することについて、本年1月25日に専決処分を行っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑の際は、該当する資料のページや担当課等を述べられた上で質疑をお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を発言の上、着座のままで説明してください。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案中心に、簡潔に質疑いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 24ページ、社会福祉課になりますけれども、3番の生活福祉資金貸付事業費で、緊急小口の助成額の増ということで20億、先ほど説明ございましたように、79ページでさらに10億ということで、合計30億ということによろしいんですか。

○永野社会福祉課長 そのとおりでございます。合わせて30億でございます。

○鎌田聡委員 多分この緊急小口資金に対するやっぱりニーズというか、高まってきている状況の中で、これだけのやっぱり財政措置をしなきゃならないという状況でありますけれども、これまで実績はどのくらいなんですか、貸付実績というのは。

○永野社会福祉課長 この貸付けにつきましては、昨年3月25日にスタートしております。1月末現在の状況でございますけれども、緊急小口資金と総合支援資金合わせまして、申請件数約2万1,000件、申請金額が約66億円となっております。緊急小口は1回ですけれども、総合支援資金は延長分も含んでということになります。総額ということになります。

○鎌田聡委員 要は、まず、制度スタート、昨年スタートしたときに非常にやっぱり問題視をしておりました、熊本地震のときの貸付けの償還がなければ貸せないという状況から、幾つか段階を踏んで、5月には、熊本地震のときの滞納があっても、いろんな状況を総合的に審査して貸し付けられるというふうに変更をされた、いい方向に動いたと私は思っていたんですけれども、まだ、ちょっと聞くところによりますと、この前もちょっと

実際そういう方と一緒に先ほどの社協にも行きましたけれども、熊本地震のときの貸付けの滞納がある方に対して、貸付けができていない状況があったわけですね。理由ははっきり言えないと。要は、総合的に判断して貸せないということだったんですけれども、やはりこれまでずっと言っていましたけれども、やっぱりこの緊急小口は、その地震のときの貸付けとは別問題なんですよね、コロナ対応ということで。ですから、やっぱりそういった状況を判断した上に、総合的に判断でしようけれども、申し込んだ方は不受理になったということで、その理由がはっきり分からないと、逆にはっきり分からなくなったと、理由がですね。

そういうことで、非常に大変な状況に生活追い込まれていながらも借りられない状況でありますので、やはり多分、熊本地震のときの滞納が起因しているんじゃないかなと。ですから、一回そういうふうにつまずいた方が、もうずっとつまずき放しなんですよね。ずっと助けられない状況が続いているので、やはりそういった点の運用改善をしっかりと、今回のコロナで厳しい状況に追い込まれている人に対して、これだけまた貸付資金も増額になっていきますので、そういった対応をぜひ取っていただくようお願いしたいということと、あわせてこれまでの、先ほど申請件数が2万1,000件とありましたけれども、実際受理していない件数がどれだけか、教えていただきたいと思います。

○永野社会福祉課長 まず、前半部分なんですけれども、先ほども申し上げましたように昨年3月25日からスタートして、先生御発言ありましたように、当初は、滞納があれば貸さないと、もう受け付けないという状況でございました。その後、例えば、半分返しとけば一応受け付けますよとか、一回でも返しとけば受け付けますとか言いながら、ただ、そ

れでも機械的に、そういった滞納の状況で不受理にしているということで、それが国の通知等にも適合していないということで、我々の方からもお願いしまして、5月20日以降につきましては、全ての申請を受け付けた上で、資金の使途でありますとか必要性とか償還能力等に基づいて総合的に判断をして貸付けをするのかしないのかと、そういった判断を行っているところでございます。

国の通知の中でも、できるだけ趣旨として柔軟にというような通知も出ておるんですけども、そういった中であっても、例えば、先ほど申しました使い道として、ギャンブル等に使うんじゃないかと、そういったちょっと可能性があるような場合、あるいは一応自己申告になっておりますけれども、勤務先とか収入の減額あたり、その辺で虚偽の記載の可能性はあるんじゃないかと、あるいは過去の貸付けにおいて著しく不誠実な対応をされた方については、そういった柔軟な対応から除くというふうなことも明記されております。

そこで、県社協としましては、使途とか必要性あるいは償還能力に基づいて総合的に判断をしているというふうな状況になっております。

あと、件数につきましては、先ほど申し上げました2万1,000件というのは、全て受け付けた件数でございます。不受理ではなくて、全て受け付けた件数でございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 すみません。2万1,000のほうからいきますけれども、それは2万1,000は、全部貸し付けされた件数ということではないんですか。

○永野社会福祉課長 申請があつて受け付けた件数ということになっています。

1月末現在の受け付けた件数……。

○鎌田聡委員 受け付けた件数。貸し付けた件数というのは――。受付で結局はねられた人を除いた件数というのは幾つですか。

○永野社会福祉課長 スタート当初から、申込みの状況を把握するというので、うちのほうでは、申請から決定までタイムラグが1週間から10日ありますので、それではなくて、もう申請件数ですべて把握をしてくれております。実際、その中の審査につきましては、県社協のほうで適切にやっていただいておりますので、そのうち、例えば何件決定したとかそういったものは、特に報告をもらっていないところでございます。

○鎌田聡委員 非常に、そういった例がどれだけあるか私も分かりませんのでちょっと尋ねたんですけども、先ほど言われたように、前段の部分、要は、総合的に判断の中の、使途がギャンブルとかそういう等とか、勤務先での虚偽だとか、あとは、著しく不誠実な対応、これに思い当たる節がない人がやっぱり借りられないということでは言われているケースもありますんで、いま一度やっぱり社協さんのほうにしっかりと、そういった本当に厳しい状況に追い込まれている方で、今先ほど申し上げましたような理由に合わない人たちがはねられているということも聞いていますんで、ぜひそういった社協さんのほうにもう一回運営のほうをしっかりとやっていただくことと併せて、どれだけ申請からちゃんと融資が貸付けできているのかということもしっかりと把握していただいた上で対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○永野社会福祉課長 ありがとうございます。

申請に関して申し上げますと、ずっと社協とは意見交換しながらやっているんですけども、例えば貸付決定不承認といったときに、例えば小口資金でも総合支援資金でも、1世帯1回なんですね。例えば、御主人が申請をしたら奥さんはもう申請できないというふうになっているんですけども、中にはそういった方もいらっしゃるって、それを不承認とするのか、数えるのかどうかとか、そういうものもありますけれども、なかなかその数字の取り方が非常に難しいところがありますので、うちとしては、もう最初から申請件数で状況を把握しながら、例えば緊急小口でいうなら、3月25日に始まって5月をピークに、そういった状況も把握しておりますので、やってきたところでございます。

運用につきましては、先ほど申しましたように、従来から意見交換をしておりますけれども、御要望等については、その都度伝えて、できるだけ総合的にしっかり対応するようにはお願いしているところでございますので、引き続き、そこはやっていきたいというふうに思っております。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 ぜひ引き続き、もう一回状況を確認した上で、断られた人が思い当たる節がなくて、熊本地震のときの貸付けを返してないと、これだけの状況という人がいらっしゃるもんですから、著しく不誠実な対応はやっていないのにということでありましたんで、いま一度、社協さんのほうとぜひお話のほうをしていただくようによろしく願いしておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員 関連でいいですか。小口資金の関連なんですけれども、今貸付けが約66億円という話が出ておりましたけれども、当

然これ、償還が始まると思うんですけども、償還に関しては、いつぐらいから始まるのかと、また、個別の事案で、恐らく償還を猶予しなきゃいけない話も当然出てくるというふうに思うんですけども、その部分はこういうふうな状況になっているか、教えてください。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、償還に関しましては、制度としましては、貸付けから据置期間が1年ということで、その後償還をすると。小口資金については2年間、総合支援資金については10年間で償還をするということになっておるんですけども、昨年の3月25日にスタートしておりますので、本来であれば、今年の3月末あるいは4月からスタートということでございましたけれども、それが一応来年の3月まで延ばすということで、来年の4月からスタートをするということになります。償還開始になるということでございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。ただ、先ほど言ったように、個別事案で、恐らく様々なその償還に関してのハードルのある人、ずっと返せる人、様々いると思いますので、そこは、各事案ごとに丁寧に対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 コロナで生活が困窮して、子供たちがきつい立場にあると思いますけれども、子ども食堂の現状はどうなっているんでしょうかね。何か島田万里さんが委員長かなんかに就任されて活躍されているけれども、現状はどうでしょうか、子ども食堂。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉

課でございます。

県内の子ども食堂の状況についてでございますけれども、1月末現在で市町村を通じて確認をいたしましたところ、今、もともと子ども食堂として活動されていたところが88か所ということで把握をしております。そのうち、現在もやはり活動ができていないところが43か所ということで、やはり半分程度は活動を自粛されていると。活動されているところにつきましても、なかなか会食形式、集まって御飯を作って食べるというのが難しいということで、お弁当を配ったり、場合によっては食材を配布したりというところのほうが数的には多うございます。なかなか思うような活動ができていないという状況でございます。

○岩下栄一委員 それで、大学生がバイトができぬものだから、非常に食うや食わずで、冷蔵庫の中にトマト1個しか入っくらぬだったというふうな学生がいて、この間、熊大かどっかのキャンパスで、ボランティア団体が食材を配ったりしましたけれども、そういう大学生とかなんかのバイト、収入がなくなった人たちの支援というのは何かあるんですかね。

○坂本子ども家庭福祉課長 先日、大学生のグループのリーダーの方が県庁に要望されて、活動の報告とそれから応援をということで、活動されたところには——子ども家庭福祉課も同席をさせていただいております。

県は、夏頃に、いわゆる県独自の学生さんへの給付金ということでそれをやっている。また、いろんな民間の団体が食材支援とかそういったところをやっているという状況ではございます。

先日も、学生さんたちがいろいろな、例えば、特にやっぱりおっしゃっているのは、なかなか学費の減免であったり、そういった部

分というのを何とか国にもお願いできないだろうかということで要望を受けたところでございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。  
ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 実は、コロナ禍によって生活保護の方が増えてるという話で、生活保護費は増額されておりますけれども、この部分に関して、熊本市含めて、全体像が分かれば教えていただきたいと思います。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、県の担当としましては、町村部を担当してまして、また、一般市についても、指導監督ということで把握しております。また、熊本市の方からも情報提供ということでいただいた数字でございますけれども、通常、生活保護の場合は、世帯数という考え方で、あと被保護者数という考え方でやっております。

まず、世帯数につきましては、県全体でいきますと、昨年12月末現在の数字でございますけれども、1万9,500世帯程度になっております。パーセントで言いますと、前年度から0.6%ほど増えている状況になっております。

ただ、内訳を見ますと、県が担当していません町村部が率としては一番大きい、3%程度増えているような形、あと一般市は逆にちょっと減っているとか、多少波がございますけれども、全体では0.6%程度の増となっております。

また、被保護者数、数のほうですけれども、これも県全体でございますけれども、令和元年度と比べまして、令和2年12月現在で



約2万4,390人、前年度と比べましてマイナス0.7%になっています。人数のほうはちょっと減っているような形になっています。

ただ、県の町村部につきましては、1.6%増えているということで、ちょっと今回、扶助費の増額あたりお願いしたんですけれども、こういった状況で要求をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○藤川隆夫委員 当然、これから経済活動、まだまだ冷え込んでいる状況が続いていくというふうに思いますので、そういう中での生活保護世帯というのは増えてくるというふうに考えておりますので、この部分はきちっと対応できるようにやっぱりやっていただきたいというふうに思いますので、大変ですけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 今生活保護のお話ありましたけれども、いろいろお世話するのは民生委員ですけれども、このコロナで接触できないから非常に活動ができないという苦情というか意見が出ているんですね、民生委員の人たちから。民生委員の機能が今停止はしていないけれども、動きが鈍くならざるを得ないと。生活保護の申請をしたいけれども、どうすればいいかっていうニーズを持っている人たちからの接触もできないというふうな状況がありますけれども、この民生委員の人たちをどうにかコロナ禍における民生委員の活動というようなことで研修をされたり、何か方法はないんですかね。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

通常といいますか、例年でありますと、民

生委員の方に対する研修というのは、割と民生委員になられたばかりの方とか、あるいは2期目の方とか、あるいは会長さんとあるいは副会長さんで、段階に応じた研修を県のほうで組み立てて、県社協のほうと合同でやったり、当然やっているところなんですけれども、今年度につきましては、今ありましたように、コロナの影響で全体の集合でやるというのは非常に難しいということで、実際、今年度については、全体の研修はやっていないところです。

ですので、今回、コロナの影響を受けましたので、その辺を踏まえて今後しっかり対応していきたいなというふうに思っています。

あと、県のほうで主催する分が、研修、当然あるんですけれども、あと、市町村ごとの民児協で研修をされておりますので、そこには通常から補助金等も県のほうから配っておりますので、その辺を活用して、民児協単位では、いろいろやっていただいているという認識を持っているところでございます。

○岩下栄一委員 安否確認ができないということで、この間、民生委員の人が見えませんでしたので、電話で安否確認しなっせて言うたんですけれども、そんなもんでいいんですかね。

○永野社会福祉課長 いろいろやり方を工夫してやっていただいておりますけれども、そういった形で、安全でちゃんと生活していらっしゃるかどうかというのは非常に大事なことで、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

○岩下栄一委員 何もかもコロナのせいですけれども、児童育成クラブ、もう利用者が今減っているんですよ、随分。

○久原子ども未来課長 放課後児童育成クラブですけれども、最近、共働き世帯の増加に

より年々増加をしていたところですが、利用児童が。それが今年度は、確かにおっしゃるとおり、マイナスになっております。

利用児童数ですけれども、去年は1万9,585名、これが、今年度に当たりまして、1万9,225名というふうになっています。300名ほどは減少をしているところです。これは、最近の傾向からすると、ずっと右肩上がりがかかなり激しい状態で続いておりましたので、いきなり減少に入ったということになります。

以上です。

○岩下栄一委員 コロナで苦勞してるのは大人たちだけじゃないんですね。子供が本当に苦勞していると思いますけれどもね。これはもう社会全体で何とかしていかなければいけないと思いますね。

以上です。

○藤川隆夫委員 介護人材のところ、高齢者支援課の14ページですかね。この中でも、外国人の介護人材ってということで、一時、大分国内入ってきてもらうような活動はされておったかというふうに思いますけれども、このコロナ禍によって、ほとんど外国人の介護士っていうのは入ってきにくくなっているという状況があると思います。

そこで、現在県内におけるその外国人の介護人材っていうのは、どのような状況にあるのか、そして今後外国からの受入れについてどういうふうな状況にあるのか、この2点を教えていただければと思います。

○篠田高齢者支援課長 外国人の関係ですけれども、今EPAの関係で9人、あと留学生が大体50人ぐらい今来ております。あと、技能実習生が約100人ぐらい来ておられます。ここ減額しているのは、技能実習生の集合研修を予定していたものを減額補正を今してお

ります。それが現状でして、今後につきましては、諸外国との行き来の関係があると思いますので、その辺はちょっと我々も注目しとかなくちゃいけないと思いますし、全国的な流れだと思えますけれども、そういったところを注視しながら、施設とも話しながらやっていきたいというふうに思っています。

○藤川隆夫委員 分かりました。

現状でそれなりの人が県内にいらっしゃるということで今分かりましたけれども、やっぱりどうしても介護現場というのは人が足りない状況はもうずっと続いています。そういう意味によって、やっぱり外国人の労働者に頼らざるを得ないところにも出てくるかとかというふうに思っておりますので、今後コロナがワクチン接種によってある程度収まってきつつあるような状況が出てくれば、やはりその部分も積極的に介護人材の外国からの受入れというのをやっていっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 74ページ、ワクチン接種の関係の総合相談窓口が出ておりますけれども、これは具体的にどこに、どう設置されるんでしょうか。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

事業の実施そのものは薬務衛生課でお願いをしているところでございますが、この相談窓口の設置につきましては、専門的な質問についても答えられるようにということで、薬剤師会に設置をしております。

○鎌田聡委員 いつごろ設置して、今どうい

う状況なんですか。

○上野健康危機管理課長 2月の15日から稼働しているというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 相談とか入っていますか、相談とか。

○上野健康危機管理課長 すみません。詳しい内容につきましては薬務衛生課のほうが把握しておりますので、よろしければ、この後半グループのほうでお聞きいただければと思います。

○鎌田聡委員 2月15日からそういうふうに相談が始まるということは分かりましたけれども、実際、そのワクチン接種が非常に日々なんか状況が変わってきていると思うんですけども、今県としては、3月に医療従事者とかをやって、4月から高齢者と高齢者施設職員ということになっていたと思うんですけども、ワクチンの確保がよくできていないというふうな報道も来ていますけれども、それで大体スケジュールどおりいけるんですか。（発言する者あり）じゃあ、後で教えてください。

○唐戸子ども・障がい福祉局長 健康福祉部の唐戸でございます。

ワクチンの関係につきましては、なかなか、鎌田委員御指摘のとおり、国の情報がかなり錯綜している部分がございます。我々としては、まず、この3月に医療従事者に優先接種、こちらのほうがスタートできるように、今この接種体制の準備を、医療機関ですとか医師会、そういったところと進めているところでございます。

国のほうから示されているスケジュールは、先生御指摘のとおり、医療従事者の優先接種と、その後に65歳以上の高齢者の方、そ

して基礎疾患を有する方と介護施設の従事者という形になっております。また、国の方から、介護施設の従事者につきましては、高齢者を施設で接種する際に、同時に接種して差し支えないというような通知が出ておりますので、県としても、高齢者施設のクラスター対策ということで、高齢者施設の職員につきましては、できる限り高齢者の方と同時に打てるようにというところで準備を進めておるところでございます。

いずれにしても、外国からのこのワクチンの供給というところのスケジュールがなかなか見えてこないというところがございますので、国のほうも、今週には河野大臣のほうスケジュールをより明確化したいというふうに申していますので、しっかりとその情報に対応できるような状況を整えていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 分かりました。

せっかく県としては、そういった高齢者と併せてその施設職員までということに対応していくような方針立てられていますけれども、実際ワクチンの数がそこまで来るのかどうなのかが非常にやっぱり不安になっておりますので、いずれにしても、ちょっと国の動きとか情報が入ってこないと県としてはどうしても難しい部分がありますので、そういったのも含めて、多分先ほどの相談窓口に問い合わせがあるかと思うので、非常に大変だろうということちょっと危惧をしておりますので、ぜひ、いろんな情報をしっかりと把握した上で、的確に対応していただきますようお願いしておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○前田啓介委員 生活保護を受給してるのと別に、生活保護を受けて、また再起してもらうための補助っていうのはこれに入っている

感じなんですか。

○永野社会福祉課長 もう一度お願いします。

○前田啓介委員 生活保護を受給されて、また就職しようとする、若い人たちは、多分就職する、自分で稼げる力を持っていると思うんですけども、そういう方たちに対する補助をすとか、支援する金額っていうのはこれに入っているんですか。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

26ページの扶助費につきましては、生活保護世帯に対する生活費とか医療費とかの分だけでございます。

○前田啓介委員 参議院の予算委員会でも言っていたんですけども、生活保護をもらって、新しくまた再起をかけて就職する方たちへの支援もちょっと広くしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

すみません。私のほうから1つお尋ねさせていただきます。

部長の説明要旨にもありましたように、県独自の緊急事態宣言の発令というのは、すごく県民にとっては感染拡大を抑えることができた、その結果が、新規感染者の減少という形でつながってきたと思うんですが、その取組も踏まえて、今後、再増加が見られた場合、これまでよりも早いタイミングで強い対策を迅速に講じてまいりたいということで、何か今後の対応とか、今回の反省も踏まえて発言があったと思っておりますが、このことについて所感等をお聞かせいただいたらというふうに思います。

○渡辺健康福祉部長 今回の緊急事態宣言につきましては、ある程度やっぱり様子見た部分がございまして、国のレベル3になって、ちょっと強めの対応等やっておりますけれども、結果的にクラスター等が発生いたしまして、医療の逼迫につながったということで、そういう経験を踏まえまして、先ほど申し上げますとおり、強い対策を取る段階を1つ前のほうにずらしまして、県のリスクレベルで150人に県全体でなった場合、あるいは熊本市内で110人の新規感染者発生した時点では、もう既に強い対策を取ると。対策をまず前倒しをすると。それと併せまして、医療機関の病床数の確保でありますとか、あるいは宿泊療養施設の確保、それからさらに、入院している方が退院できるようになっても、なかなか受入機関がなくて退院できないという状況がありましたものですから、それを引き受けていただく医療機関の確保、そういったもので病床の余裕を持たせて医療逼迫を防ごうといったところを、非常に大まかですけども、そういった対策を改めて取ろうと思っております。

それと、既にこれまでは自宅療養は原則としてやってなかったんですけども、自宅療養とそれから入院の基準、そういったものも改めて見直しまして、ある程度、若い方については自宅療養も認めるといったことで、それを徹底して行って、そういったことで病床の負荷も減らしていこうと、こういったことを総合的にやっていこうと思っております。

○山口裕委員長 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、しばらく休憩します。20分から再開したいと思います。

午前11時12分休憩

午前11時20分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部の4課及び病院局について、付託議案の審議を行います。

まず、健康福祉部から説明をお願いいたします。

説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、議案第1号から説明をお願いします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

常任委員会説明資料の49ページをお願いいたします。主な事業について説明します。

まず、公衆衛生総務費で8億4,395万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄2、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が行う施設整備等に対する助成でございますが、補助事業者の計画変更や国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。

50ページをお願いいたします。

説明欄(8)の医療施設消防用設備整備費は、有床診療所等が防火対策のために行う消防用設備整備、いわゆるスプリンクラー等でございます。これに対する助成ですが、申請額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

51ページをお願いいたします。

説明欄(12)の病床機能再編支援事業は、全額国庫負担の事業で、将来の医療需要等を踏まえ、病床の再編や削減を行う医療機関に対し助成するものでございます。具体的には、国の基準に基づき、削減病床1床当たり100万円から200万円程度を助成する予定でございます。

52ページをお願いいたします。

予防費で89億3,590万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄1、感染症予防費の(3)新型コロナウイルス感染症医療機関緊急包括支援事業(R2経済対策分)は、新型コロナ入院患者を受け入れる医療機関に対する協力金及び慰労金の給付に要する経費ですが、入院患者及び慰労金給付対象者の見込みの増による増額でございます。

1つ飛びまして、(5)の外国人患者受入環境整備事業(3次補正分)でございますが、新型コロナウイルス患者受入れ医療機関における宗教、文化対応等を含む外国人患者の受入れのための環境整備に対する助成でございます。

53ページをお願いいたします。

(6)の新型コロナウイルス感染症DMAT等医療チーム派遣事業(3次補正分)は、施設等における新型コロナの大規模クラスター発生時のDMATや看護師等派遣経費に対する負担金でございます。

続いて、(7)の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業(3次補正分)は、新型コロナ患者等を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成であり、さらなる病床確保に伴う増額でございます。

同じく(8)の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、新型コロナ患者等を受け入れる医療機関の病床確保に要する経費に対する助成であり、さらなる病床確保に伴う増額でございます。

54ページをお願いいたします。

中段に記載の保健師等指導管理費で1億3,182万円余の減額をお願いしております。

右側の欄1、看護行政費の(2)看護師養成所等運営費補助事業は、看護師養成所の運営に対する助成で、申請額が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

続きまして、2、看護師等確保対策費の

(1)看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援やナースセンター事業等、看護職員の確保、定着に向けた取組に要する経費ですが、申請額が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

55ページをお願いいたします。

(3)の医療従事者勤務環境改善推進事業は、医療勤務環境改善支援センターの運営に要する経費や医療機関が実施する宿舍整備等勤務環境改善取組に対する助成ですが、申請額が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

以上、医療政策課は、合計で79億1,688万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

公衆衛生費の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業、医療機関感染対策支援事業、外国人患者受入環境整備事業(3次補正分)及び医薬費の医療従事者勤務環境改善推進事業であります。いずれも年度内に事業が完了しないことから繰越しをお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費について、1億9,299万円余の減額を計上しております。減額の主な理由は、説明欄の2、国民健康保険制度安定化対策費ですが、被保険者数の減により、当初の見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費について、5億3,814万円余の減額を計上しております。減額の主な理由は、説明欄1の(1)後期高齢者医療給付費の県負担金ですが、医療費が当初の見込みを下回ったためでございます。

58ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険給付に係る県の法定負担金ですが、保険給付費の見込額の減により、1億5,859万円余の減額を計上しております。

以上、一般会計で8億8,973万円余の減額をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の59ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で880万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄2の健康づくり推進費をお願いいたします。

(1)の歯科保健推進事業は、市町村が行う子供のフッ化物洗口に要する経費等ですが、市町村の所要見込額の減に伴う減額でございます。

(2)の市町村健康増進事業、(3)のがん診療施設設備整備事業及び(5)の地産地消をはじめとした食育の推進事業につきましては、いずれも所要見込額の減に伴う減額でございます。

(4)の健康長寿推進事業につきましては、財源に民間企業からの寄附金を充当するための財源更正でございます。

次に、説明欄3の栄養指導対策費、4の原爆被爆者健康診断費、おめくりいただきまして、次のページの60ページにございます5の原爆被爆者特別措置費につきましては、いずれも所要見込額の減に伴う減額でございます。

次に、6の難病対策費につきましては、指定難病医療費の見込み受給者数の増に伴う所要見込額の増でございます。

7の国庫支出金返納金につきましては、令和元年度国庫補助金の交付確定に伴う精算返納金でございます。

引き続き、60ページの中段をお願いいたします。

予防費につきましては、70万円の減額をお願いしております。これは、ハンセン病事業費における新型コロナウイルス感染防止のための啓発イベント中止などに伴う所要見込額の減及び法務省からの国庫委託金が充当されることによる一般財源からの財源更正でございます。

次の国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましては、市町村が実施する特定健診などの事業に対する負担金で、受診者数の見込みの減に伴う減額でございます。

以上、一般会計で7,600万円余の減額をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の61ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

2段目の生活衛生指導費において262万円余の増額をお願いしております。これは、生活衛生同業組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対する助成金でございます。

次に、下段の薬務費の説明欄2の薬務行政費で5,723万円余の減額をお願いしております。これは、(1)医薬品検査及び一斉取締費の国庫内示減に伴う173万円余の減額、(2)薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業の国の委託事業中止に伴う500万円の減額及び次のページ、62ページをお願いいたします。(4)新型コロナウイルス感染症対応薬局慰労金交付事業において、所要見込額の減により5,050万円の減額をお願いするものでございます。

薬務衛生課合計では3,623万円余の減額をお願いしております。

次に、63ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正について御説明いたします。

環境衛生費について、262万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。これは、先ほど御説明いたしました生活衛生同業組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対する助成について、本年度の執行が困難であるため、全額を繰り越すものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第14号の説明をお願いします。

○沖国保・高齢者医療課長 続きまして、64ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険運営費につきましては、32億2,834万円余の増額を計上しております。

主なものについて説明いたします。

説明欄1の(1)国民健康保険保険給付費等交付金です。医療費に係る保険給付費が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、1の(2)国民健康保険保険給付費等交付金の3次補正分です。国の3次補正に対応し、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨により収入が減少した被保険者に対する国民保険料(税)の減免等に伴う国の交付金を新たに計上しております。

次に、2、社会保険診療報酬支払基金納付金です。同基金への納付金のうち、介護納付金の所要見込額が減となったことによる減額でございます。

65ページをお願いします。

説明欄5、国民健康保険事業運営費の国庫支出金返納金は、令和元年度の国庫負担金等の確定に伴う精算返納金であります。財源は、令和元年度決算の剰余金等でございます。

す。

続きまして、66ページをお願いいたします。

情報処理関連業務として国保総合システムの回線使用料、また、事務機器等賃借として同システムのウイルスソフト使用料について、債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○亀丸健康づくり推進課長 同じく国民健康保険事業特別会計でございます。

説明欄1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、特定健診未受診者対策のための研修や医療費分析に要する経費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の見直しなどによりまして、3,570万円余の減額をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第22号の説明をお願いいたします。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の76ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で5億4,900万円余の増額でございます。

右の説明欄1の衛生諸費、軽症者等療養支援体制整備事業(R2経済対策分)につきまして、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設等における生活支援や健康管理等に要する経費につきまして、施設の追加に伴う増額でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の77ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、専決処分を行った3億5,046万円余の承認をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設の借り上げに要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 続いて、病院局の審査に入ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いいたします。

○吉田病院事業管理者 病院局でございます。

まず初めに、昨年12月に行われました厚生常任委員会管内視察では、当センターを御視察いただき、ありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

それでは、今回委員会に付託しております病院局の議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案で、第19号議案、令和2年度熊本県病院事業会計補正予算第3号でございます。

収益的収支のうち、収入につきましては、患者数が当初の見込みより少なかったこと等により1億500万円余を減額、支出につきましては、給与費の減額等により1億円余の減額をお願いしております。また、資本的収支では、事業延期に伴い、収入、支出ともに5,400万円の減額をお願いしております。これらにより、病院局の補正後の支出予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして19億7,800万円余となります。

このほか、来年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございます。詳細につきましては、総務経営課長から説明さ



せますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 引き続き、担当課から、議案第19号の説明をお願いします。

○杉本総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

説明資料、お戻りいただきまして、68ページをお願いします。

病院事業会計には、収益的収支と資本的収支がございます。

まず、収益的収支について御説明いたします。

表の左から2列目中段、補正額の欄を御覧ください。

収入につきましては、患者数の減少による収益減等により1億569万円余の減額、支出につきましても、1億29万円余の減額をお願いするものであります。これらにより、補正後の収入が16億7,641万円余、支出が16億7,506万円余となり、差引き135万円余の純利益となる見込みであります。

右の欄を御覧ください。

資本的収支につきましては、事業実施の延期に伴いまして、収入、支出ともに5,400万円の減額をお願いするものであります。

下の69ページをお願いいたします。

まず、収益的支出について御説明いたします。

資料右の説明欄を御覧ください。

1の医業費用では、1億939万円余の減額をお願いしていますが、これは、主に職員の退職及び人事異動等に伴う減でございます。

2の特別損失では、看護宿舍の資産評価を減じたことにより生じた減損損失909万円余を計上させていただいております。

以上、収益的支出につきまして、合わせて1億29万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、下の欄、資本的支出について御説明いたします。

今年度予定していた自家発電装置の更新を延期したため、5,400万円の減額補正をお願いするものであります。

おめくりいただき、次のページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、令和3年4月1日から業務を行う必要がある庁舎等管理及び情報処理関連業務につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。

病院局からは以上であります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を発言の後、着座のままで説明をしてください。

先ほども申しましたが、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に質疑いただきますようよろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 77ページの薬務衛生課、宿泊療養関係の経費が3億5,000万ということで出されておりますけれども、これは、1施設当たり、どういう期間とか施設数とか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○樋口薬務衛生課長 期間につきましては、今年度末までとなっております。

施設につきましては、400室を今回借り上げております。

○鎌田聡委員 今年度末までで400室分で3億5,000万。結局、今総数何室借りてあるんですか。

○樋口薬務衛生課長 現在、513室借り上げてまして、実質、その7割程度の380室を療養として使うこととしております。

○鎌田聡委員 別に400室をまた準備するというのでよろしいんですね。

○樋口薬務衛生課長 実際、もう借り上げております。

○鎌田聡委員 今はちょっと落ち着いてきていますけれども、いつ、どのような状況になるか分からないということで多分やられていると思いますんで、しっかりと備えはやっていかなければならないということと、あわせてまして、これ、大体熊本市内なんですよ、場所はですね。

○樋口薬務衛生課長 全て熊本市というわけではありまして、県南のほうにも借り上げております。

○鎌田聡委員 分かりました。ちょっと県南の方からそういった要望も聞いたもんですから、そういう状況であれば、やっぱり地域的なバランスも重要ななと思いましたんで、備えをしっかりとということとやられていると思いますし、ただ、この対応も大変だろうと思いますけれども、しっかりと取り組んでいただきますようお願いしておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 医療政策課です。外国人患者の受入れ環境整備で、宗教、文化違うんで、それなりの対応が必要だろうというふうに思っておりますけれども、現状で入院ができるベッド数というのはどれほど確保されているのか、教えていただければと思います。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、現在、コロナ用のベッドということで473床を確保しております。うち、外国人のベッドがどれだけというのは色分けはしていない状況でございます。今回のこの環境整備につきましては、いわゆるハラル食の対応とか、あとは通訳機の整備とかそういうものを想定しているものでございます。

○藤川隆夫委員 分かりました。あらかじめベッドを確保しているのかと思ったもんで、ちょっと聞いたんですけれども、分かりました。了解です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 健康づくり推進課ですけれども、難病対策、指定難病医療費というのがありますけれども、指定難病ってのは幾つぐらいあるんですか。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

難病につきましては、現在、333の病気が指定されているところでございます。

○岩下栄一委員 本人に責任がなくて国に責任がある場合もありますでしょう、難病になったって。

○亀丸健康づくり推進課長 難病はいろんな種類がございますので、委員おっしゃる病気もあるかと思えます。

○岩下栄一委員 以前、スティーヴンス・ジョンソン症候群という風邪薬が原因で発症したケースが幾つかあって、熊本県でも。その場合は、薬事、承認した国に責任があると思

いますけれども、そういうケースもあるしです。一概に難病といっても簡単じゃないなというふうには思うんですけれども——答えはいいです。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で後半グループの質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、議案第14号、第19号、第20号、第22号及び第100号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件について、先ほど質疑があった件についてお願いしたいと思います。

何かございませんか。

○鎌田聡委員 すみません。前半でお尋ねしたら、後半の薬務衛生課に聞けということでございましたので、すみません、相談窓口を2月15日につくられて、薬剤師会に委託されていること、今、その相談件数とか内容とか、どのような状況なんでしょうか。

○樋口薬務衛生課長 今相談件数は大体1日20件ほどあっております。内容といたしましては、住民の方から、基礎疾患、例えば、心

臓病を患っているけれども、打っても大丈夫かとか、医療機関のほうから、もし接種した後副反応が起きた場合にカルテに書く必要があるかどうかとか、また、接種時期についての一般的な質問等があるというふうには報告を受けております。

○鎌田聡委員 多分いろんな報道も含めて変わってきている状況があって、多分この相談窓口は大変だろうというふうに思います。今1日20件ぐらいなら何とか対応できるかなと思いますけれども、これから時期が迫ってまいりますと、接種場所から含めまして、市町村に大体お尋ねせなるところもここに入ってくるんじゃないかなと思っていますけれども、これは何か県民への周知はどういう形してあるんですか。

○樋口薬務衛生課長 相談窓口につきましては、国のほうが体制整備の中の話と、メーカーのほうも相談窓口をつくってございまして、医療機関からワクチンの内容についての相談を受けることとなっております。我々のほう、県のほうが、市町村のほうでも相談窓口を設けますけれども、そこで対応が難しいものについては県の相談窓口が対応するという事で、今から市町村のほうにつきましては、3月中旬以降から順次設置されてくると思いますので、そこはちゃんと連携を取って、市町村で答えられるものについては市町村のほうに聞いていただくような流れになっていくとは思っております。

○鎌田聡委員 かなり問合せが出てくると思いますので、まずは、市町村の接種場所とか接種体制とか、どうやってそこまで行くとか、いろんなことが、やっぱりまずは一義的に市町村かなとも思いますけれども、やっぱりきちんと連携を取って、市町村に全部やるのもまた大変ですから、きちんと市町村との

連携とか含めまして、大変だろうと思いますけれども、しっかりと体制づくりをやっていたきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第7回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時51分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長